「さが農村ビジネス総合支援事業」募集!

農村ビジネスとは、農産加工品の開発、製造や農産物直売所、体験・観光農園、農家レストラン、農林漁業体験民宿等の農山 漁村にある資源・魅力を活かしたビジネスで、生産者の所得向上と地域の活性化を目指す取組です。

<u> </u>						
種別	事業区分	対象者	対象となる取組	補助率		
推進対策	I 農村ビジネス 創出対策	(1)農林漁業者 (2)農林水産業を営む法人 (3)2戸以上の農林漁業者の 組織する団体 (4)農林漁業者及び消費者や 商者とで で 商者を受校等で組織 する関体 (5)農業協同組合 (6)漁業協同組合 (7)森林町 ※水産物を使った加工に取 り組合(8)市町 ※水産物を使った加工に取 り組合(8)市町 ※水産物を使った加工に取 り組合(2)・2000 (2)・2000 (3)・3000 (4)・3000 (5)・3000 (5)・3000 (6) 3000 (6)	〇自ら生産の開発や販組 一方の開発を使った新たな 一方の開発を使った新力 一方の開発を使った新力 一方の開発を使った新力 一方の開発があるが大いのは、一方のでは、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方	1/2以内 (500年 ※採に限に合き ・シアン・ ・シェン・ ・シュン・ ・シュ ・シュン・ ・シュン・ ・シュン・ ・シュン・ ・シュン・ ・シュン・ ・シュン・ ・シュン・ ・シュ・ ・シュ		
	2 農村ビジネスリ ブランディング対 策		〇既存商品の磨き上げ等ブランドの再構築による販路拡大・商品力強化に向けた取組 既存加工品のリブランディング、既存口ゴ・パッケージデザインの再構築 等			
整備対策	3 農林漁家 レストランの 整備	(1)農林漁業者 (2)農林水産業を営む法人 (3)2戸以上の農林漁業者の 組織する団体 (ただし、事業実施年度内 に法人化する場合に限る) (4)農業協同組合 (5)漁業協同組合 (6)森林組合 ※「6農産加工関連設備等 の整備」は漁業者及び漁 協同組合を除く。(注)	○新たに農林漁家レストランを開設する ための施設整備○既に開設している農林漁家レストラン の機能向上のための改修 等	1/2以内(5,000千) (5,0000+) (5,0		
	4観光農園、 体験施設等の 整備		○観光農園の開設に必要な休憩室の整備○農業体験・農産加工体験に必要な体験施設の整備○トイレの設置、手洗い場の整備(ただし、井戸の掘削は除く)等			
	5農林漁家民宿 の整備		○農林漁家民宿の営業に必要な改修(トイレ、浴室、洗面所、調理場に限る) 〇安全対策に必要な資材(防火カーテン、 誘導灯等)の整備 等			
	6 農産加工関連 設備等の整備		○新たな加工品の製造に必要な機械・ 施設等の整備 (ただし、既存の機械施設の更新は 不可)			
Œ.	(注) 水産加工については、「複合経営等漁家経営改善支援事業」(担当:水産課)の対象となっているため、本事業では対象としていません。					

- ※ 事業申請に当たっての注意事項等を裏面に記載していますが、補助対象となる経費や事業の進め方な どの詳細については、裏面に記載の「問い合わせ先」へお尋ねください。
- * 申請される前に、必ず所轄の農林事務所地域農業振興センターにご相談をお願いします。
- * 「整備対策」は申請書提出の前に、申請者が作成した事業計画書の収支計画や規模決定根拠資料、施設 利用計画、成果目標等について、さが農村ビジネスサポートセンターからアドバイスを受けることが 必要です。

「さが農村ビジネス総合支援事業」応募にかかる注意事項

○事業の採択要件

・本事業は「<u>さが食・農・むらサポーターに登録し、年2回以上情報提供(ブログ投稿)を行うこと</u>」を 要件としています。(推進対策と整備対策の両方に取り組む場合は4回以上のブログ投稿が必要です)

【サポーターへの登録方法】メールアドレス(nousonbiz@pref.saga.lg.jp)へ件名に「さが食・農・むらサポーター登録希望」と記載し、本文に「氏名」「登録用アドレス」を記載の上メールを送ってください。事務局より、登録ページのアドレスと登録手順書を送りますので、手順書に従い登録を完了させてください。

事業申込書の提出時に、登録が完了したことが確認できる書類(登録完了のメール写しなど)を、提出 してください。

※この他にも事業区分ごとに要件がありますので、お問い合わせください。

○申請書の入手及び提出

佐賀県HP(<u>http://www.pref.saga.lg.jp</u>)から申請書(様式第1号、別紙A·B·C)をダウンロードできます。必要事項を記入し必要添付書類と一緒に所轄の、<u>農林事務所地域農業振興センター</u>に提出してください。

- ※お住まいの所轄農林事務所地域農業振興センターについては「問い合わせ先一覧」でご確認ください。
- ※事業の詳細は、佐賀県HPに掲載の「実施要領」、「交付要綱」等をご確認ください。

(佐賀県HP:トップページ>しごと・産業>入札・補助金・公募事業>公募事業)

※添付書類については、お問い合わせください。

○採択のための審査

採択者は、採択基準に基づき書類審査にて選定しますが、申請書(添付書類含む)について事前整理 を行った上で審査を行います。場合によっては事前整理において、課題提案をすることがあります。

○事業のスケジュール

募集期間:令和7年 | 0月9日(木)~令和7年 | 0月3 | 日(金)

採択決定時期:令和7年 | 2月下旬頃

※予算の範囲内において支援を行います。採択決定時期は予定のため、変更になる可能性があります。

○事業の実施

書類審査後、採択者を決定します。

採択される前に、実施したものについては、事業の対象となりませんのでご注意ください。

※「推進対策 2 農村ビジネスリブランディング対策」については、特に必要と認められる場合は、 最長2年間まで実施が可能です。

問い合わせ先の一覧				
佐賀県農業経営課農村ビジネス担当	(0952) 25-7570			
佐賀中部農林事務所佐城農業振興センター(佐賀市・多久市・小城市)	(0952) 45-8881			
東部農林事務所三神農業振興センター (鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町、神埼市、吉野ヶ里町)	(0952) 52-1290			
唐津農林事務所東松浦農業振興センター(唐津市、玄海町)	(0955) 73-9347			
伊万里農林事務所西松浦農業振興センター(伊万里市、有田町)	(0955) 23-5106			
杵藤農林事務所藤津農業振興センター (武雄市、大町町、江北町、白石町、鹿島市、嬉野市、太良町)	(0954) 63-5115			